

## 議案第52号 権利の放棄について

## 1. 経緯について

- ・昭和48年 天理市が奈良県に対して221,260,000円で天理市嘉幡町地内の土地を売却
- ・平成2年9月 天理市が奈良県から当該土地を745,827,954円で購入
- ・平成3年2月 天理市が安田建設工業株式会社に温水プールを建設運営することを条件に当該土地を979,944,554円で売却
- ・平成3年10月 安田建設工業株式会社が当該土地の4分の3を40億円で転売

## 2. 裁判の経過について

- ・平成4年6月 奈良地方裁判所へ訴訟提起  
(天理市の所有地を不当に安い価格で払い下げたため、前川元市長、小川元助役及び安田建設工業株式会社に対して損害賠償金の支払と天理市に損害賠償請求をするよう求めたもの)
- ・平成7年7月 奈良地方裁判所判決
- ・平成10年7月 大阪高等裁判所控訴審判決
- ・平成14年9月 最高裁判所判決  
前川元市長 任務違反による不法行為認定  
小川元助役 共同不法行為認定  
賠償確定額 1,250,855,446円及び遅延損害金(年5分)
- ・平成14年10月 天理市が前川元市長相続人3名及び小川元助役に対し、損害賠償金及び遅延損害金を請求
- ・平成16年12月 損害賠償金の支払について、原告弁護団、原告、天理市、債務者との合意事項の確認  
(合意事項)
  - ・前川元市長相続人3名 30,000,000円の分割支払
  - ・小川元助役 10,000,000円の支払
  - ・前川元市長相続人3名及び小川元助役は天理市に対し資産状況の報告をする。
- ・平成17年3月 合意事項に基づく損害賠償金の部分払請求等を行う。
- ・平成17年3月 小川元助役より損害賠償金の納付(10,000,000円)
- ・平成17年5月～平成19年5月  
前川元市長相続人より損害賠償金(3回)の納付  
(計30,000,000円)

### 3. 資産報告について

- ・合意事項に基づき平成17年以降これまで債務者から毎年資産報告を求め状況把握に努めてきた。

### 4. 資産照会について

- ・平成28年10月 前川元市長妻 死亡
- ・平成28年12月 前川元市長妻の死亡を機に相続人2名の資産に変動が予想されたため、小川元助役を含めた3名に対し、同意のもと金融機関等への資産照会を行った。
- ・平成29年1月～2月  
資産照会の結果、回収すべき資産が判明したため、債権業務（強制執行・相続財産管理人選任申立等）を弁護士に委任し、強制執行による差押えを行った。

### 5. 回収結果について

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 小川元助役      | 15,313,095円           |
| 前川元市長相続人2名 | 1,168,071円（平成29年5月現在） |
- ・平成29年5月 弁護士より債権回収についての報告書が提出される。

### 6. 権利の放棄について

最高裁判所判決に基づく本債権については、前川元市長及び小川元助役が連帯債務として天理市に対し損害賠償金の支払義務を負うものであり、今回、小川元助役に対する支払請求権を放棄するものです。

この事案については、当時の資力の範囲内での弁済に応じていることに加え、相当の年月が経過しています。

前川元市長相続人2名及び小川元助役について、強制執行による差押えを実施し、債権の回収を図り上記の金額を回収したところです。

前川元市長妻（故人）及び前川元市長相続人2名については、上記債権回収業務の手続を継続し、小川元助役については、現財産の確認についても弁護士から本人に事情聴取を実施した結果、これ以上の債権回収を図ることは難しいとの判断から、小川元助役に対する権利を放棄しようとするものであります。